

平成28年11月24日

加入員 各位

岩手県建設業厚生年金基金  
代表清算人 木下 紘

### 岩手県建設業厚生年金基金の解散について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当基金は岩手県内の建設業界で働く従業員の皆様の老後の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に昭和62年10月に設立され、今日まで事業運営を行って参りました。

基金設立から30年近く経過し、バブル経済崩壊後のデフレ経済と低成長、少子高齢化や不安定な資産運用等、基金を取り巻く環境は大きく変化し、厳しい財政状況の中、平成24年2月に発覚したA I J投資顧問による年金資産消失事件を契機に、厚生年金基金制度の見直しについて議論がなされ、「厚生年金基金制度の見直しに関する改正法」が成立し、平成26年4月1日より施行されました。

この法律改正は、厚生年金基金制度を段階的に廃止する内容となっており、当基金では検討委員会を中心に理事会及び代議員会で基金の今後の方針について検討を重ねた結果、基金を存続するためには、大幅な掛金の引上げが必要となることから、基金存続は不可能と判断し、解散の方針を決定いたしました。

皆様におかれましては、基金解散についてご理解をいただき、同意を賜りましたことに感謝申し上げます。皆様のご協力もあり、この程、平成28年11月22日付で厚生労働大臣から解散の認可がなされたところです。

解散に伴い、当基金に納付していただいた掛金を国（日本年金機構）へ移管いたします。これにより、当基金がお支払する予定であった基金加入期間分の年金は、国に引継がれ、将来、老齢厚生年金を受けられるようになった時に年金事務所へ請求することで、厚生年金保険法に基づいて支給されることとなります。

加入員の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒事情をご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、基金事務局は今後、清算業務に移行し、年金未請求者への請求勧奨と給付及び供託、基金の加入員記録と国の被保険者記録の突合せ、最低責任準備金の確定作業などを行います。

基金の解散について、お問い合わせの際は、下記までご連絡ください。

末筆ながら、当基金の運営にご協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

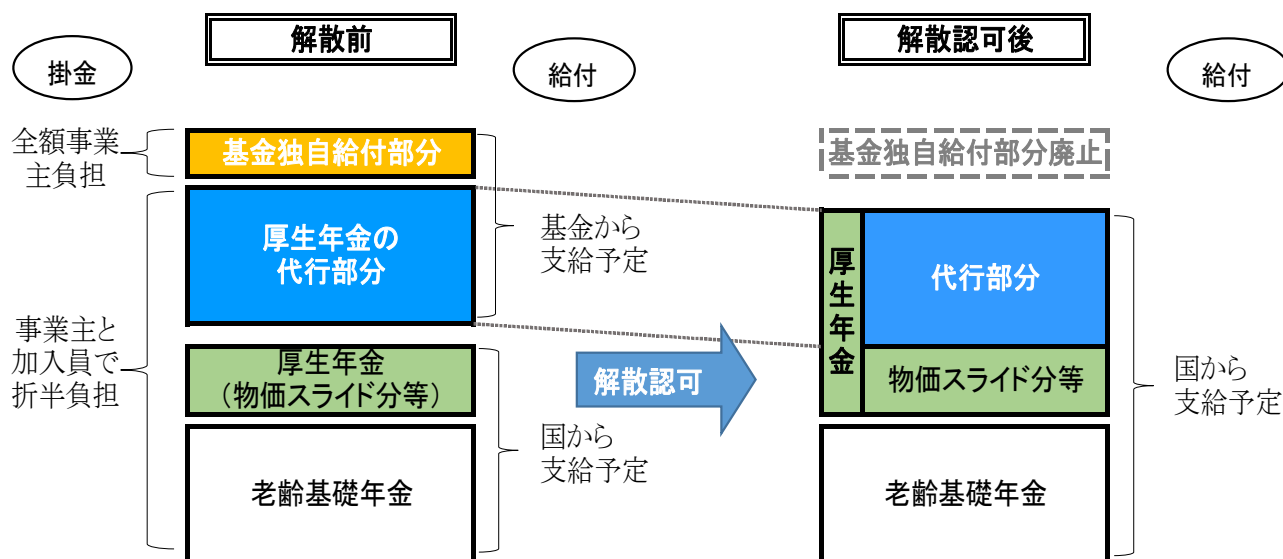
敬具

#### 【問合せ先】

岩手県建設業厚生年金基金 住所：〒020-0873 盛岡市松尾町17-9 建設会館3階  
電話：019-653-4484 業務時間：(平日) 8:30 ~ 17:30

【基金解散に伴う影響】

厚生年金基金の給付は、厚生年金の代行部分と基金の独自給付部分から成り立っており、基金が解散すると代行部分の年金支払い義務は国へ移管されます。



《厚生年金の代行部分》

代行部分は、事業主と加入員が折半で負担していた掛金による給付となります。

皆様が負担していた掛金は、基金解散認可後に基金から国へ移管いたしますので、将来、老齢厚生年金の受給開始年齢に到達した際に、国（日本年金機構）から老齢厚生年金として支給されます。（以下、「公的年金の受給開始年齢表」参照）

《基金独自給付部分》

基金独自給付部分は、全額事業主が掛金負担しており、基金解散の認可申請（平成28年7月）の際に独自給付を廃止しております。

(参考) 公的年金の受給開始年齢表

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
男子 昭和24.4.2～28.4.1			特別支給の老齢厚生年金			老齢厚生年金
女子 昭和29.4.2～33.4.1						老齢基礎年金
男子 昭和28.4.2～30.4.1			特別支給の老齢厚生年金			老齢厚生年金
女子 昭和33.4.2～35.4.1						老齢基礎年金
男子 昭和30.4.2～32.4.1			特別支給の老齢厚生年金			老齢厚生年金
女子 昭和35.4.2～37.4.1						老齢基礎年金
男子 昭和32.4.2～34.4.1				特別支給の老齢厚生年金		老齢厚生年金
女子 昭和37.4.2～39.4.1						老齢基礎年金
男子 昭和34.4.2～36.4.1					特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
女子 昭和39.4.2～41.4.1						老齢基礎年金
男子 昭和36.4.2～						老齢厚生年金
女子 昭和41.4.2～						老齢基礎年金